

立川市諏訪の森広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

立川市諏訪の森広場条例の一部を改正する条例

立川市諏訪の森広場条例（平成29年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	金額	区分	金額
1平方メートル	<u>6円</u>	1平方メートルにつき	<u>5円</u>
1日につき		1日当たり	
備考	……略……	備考	……略……

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、この条例による改正前の立川市諏訪の森広場条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。